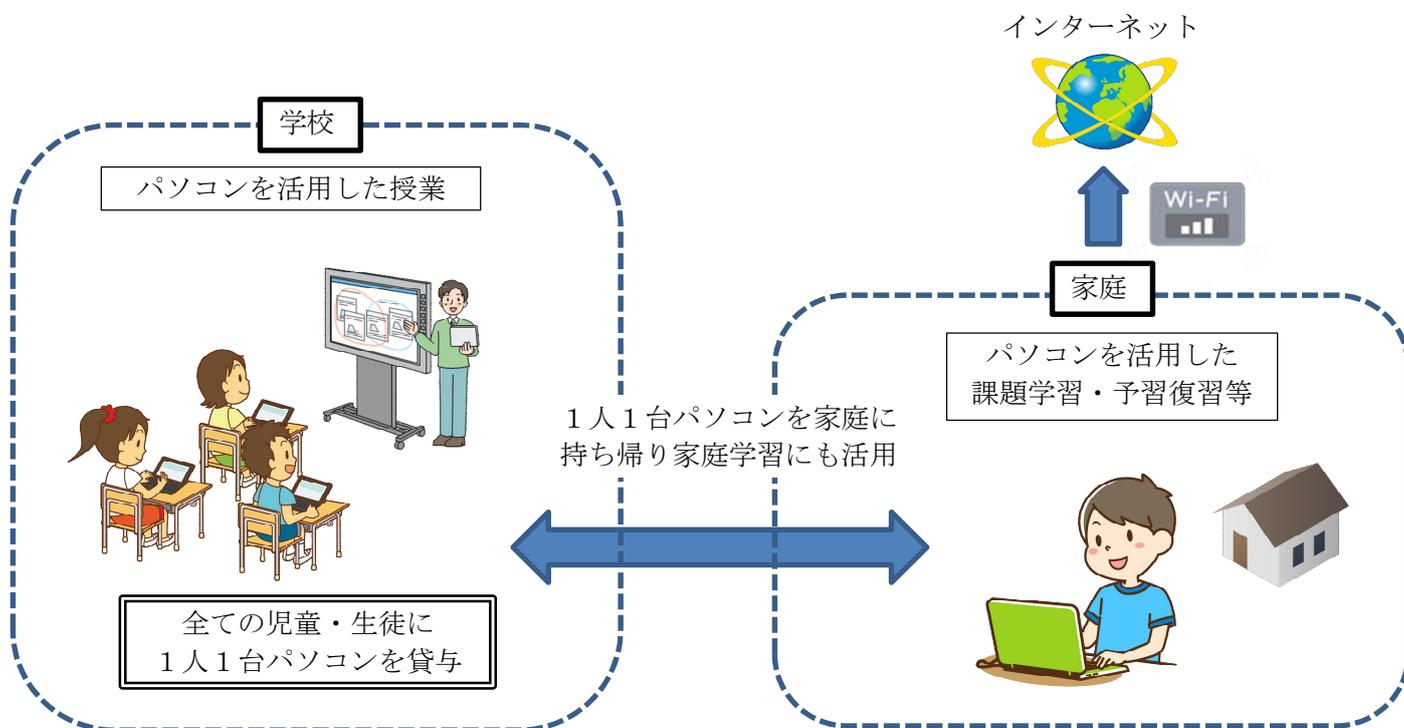


GIGA スクール構想の補助制度

上野原市教育委員会

上野原市では GIGA スクール構想により、パソコン（Chromebook）を使った授業や、パソコンを家庭に持ち帰り家庭学習に活用します。今回お子様が使用するパソコンはインターネット通信環境が必要となるため、保護者の皆様のご自宅のインターネット回線をご準備いただくための補助制度を整備いたしました。以下の図が今後の授業や家庭学習のイメージとなります。ご一読いただき、必要な場合は補助制度をご活用ください。



インターネット回線の新規契約・変更契約時の初期費用の補助について

【補助対象】

市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の（１）か（２）のインターネットを新規契約・変更契約した方

- （１） 高速回線（光ファイバー回線・モバイル Wi-Fi・LTE 無線通信等）を新規契約
- （２） 現在使用している低速回線（ISDN・ADSL）を（１）の高速回線に変更契約

【補助対象となる費用・補助額】

対象となる費用：初期費用として通信機器購入費、加入金、解約金、手数料・工事等の実費

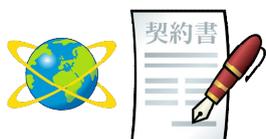
一般世帯補助額：10,000円を上限に実費を補助

就学援助世帯補助額：20,000円を上限に実費を補助

※1世帯1回限りです。通信費は補助対象ではありません。

【申請の流れ】 ※提出先は、学校を經由し市教育委員会となります。

[インターネットを契約] → [申請書・関係書類を学校へ提出] → [教育委員会より補助金を交付]



申請書
.....
.....
.....

決定通知
.....
.....
.....





Wi-Fi 通信環境がない家庭への Wi-Fi 機器の貸与について

【貸与対象】

市内の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、Wi-Fi 通信環境がない方（1世帯1台を限度）
 ※GIGA スクールで使うパソコンには Wi-Fi 通信環境 が必要です。
 ※通信費は別途保護者様にお支払いいただきます。

【貸与機器】

Wi-Fi モバイルルーター（単独で無線インターネットができる機器）を貸与します。
 プロバイダ契約はご家庭でお願いいたします。
 ※分からないことがあれば学校教育課までご相談ください。



【貸出期間】

上野原市立の小中学校に在籍している期間（小学校1年～中学校3年）

【返却が必要となる条件】

次年度に、市内の小中学校に在籍する児童生徒がいなくなる時（1番下のお子様とお考えください）

- 例：①中学を卒業する時
 ②市外の学校に転校する時

【申請の流れ】※提出先は、学校を經由し市教育委員会となります。

〔①申請書を学校へ提出〕 → 〔②学校より Wi-Fi 機器を貸与〕 → 〔③貸与後、受領書を学校へ提出〕



申請書

.....

.....

.....



Wi-Fi モバイルルーター

受領書

.....

.....

.....

【お問い合わせ】

上野原市教育委員会
 学校教育課 学校教育担当
 電話：0554-62-3408